

令和8年9月14日提出

令和8年9月定例県議会報告事項

鳥 取 県

目 次

報告第 1 号	令和 7 年度鳥取県営電気事業会計継続費精算報告書について……………	1
報告第 2 号	令和 7 年度鳥取県営工業用水道事業会計継続費精算報告書について……	3
報告第 3 号	議会の委任による専決処分の報告について……………	5
	(1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	6
	(2) 工事請負契約（水貫川河川改修工事（7 工区）（ポンプ設備） （補助））の変更について……………	8
	(3) 鳥取県景観形成条例の一部を改正する条例……………	9
	(4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	11
	(5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	13
	(6) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	15
	(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	17
	(8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	19
	(9) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	21
	(10) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	23
	(11) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	25
	(12) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	27
	(13) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………	29
報告第 4 号	鳥取県営鳥取空港運営権者の経営状況について……………	31
報告第 5 号	地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの業務の実績に関する評 価について……………	32
報告第 6 号	法人の経営状況について……………	33
報告第 7 号	鳥取県出資法人等における給与等の状況について……………	35

報告第 8 号	長期継続契約の締結状況について.....	37
---------	----------------------	----

報告第 1 号

令和 7 年度鳥取県営電気事業会計継続費精算報告書に ついて

地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 1 8 条の 2 第 2 項の規定により、
令和 7 年度鳥取県営電気事業会計継続費精算報告書を次のとおり本議会に報告する。

令和 8 年 9 月 1 4 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

令和7年度鳥取県電気事業会計継続経費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較			
				年割額	左 の 財 源 内 訳			支払義務 発生額	左 の 財 源 内 訳			年割額と 義務の差	左 の 財 源 内 訳		
					企業債	国庫補助金	その他の		企業債	国庫補助金	その他の		企業債	国庫補助金	その他の
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 電気事業費	1 営業費用	新幡郷発電所固定子更新	5												
			6												
			7	2,000,000			2,000,000	1,568,595			1,568,595	431,405			431,405
			計	2,000,000			2,000,000	1,568,595			1,568,595	431,405			431,405
1 資本的支出	1 建設改良費	新幡郷発電所固定子更新	5												
			6	223,000,000	223,000,000							223,000,000	223,000,000		
			7	435,000,000	435,000,000			658,000,000	575,300,000		82,700,000	△ 223,000,000	△ 140,300,000		△ 82,700,000
			計	658,000,000	658,000,000			658,000,000	575,300,000		82,700,000		82,700,000		△ 82,700,000

報告第 2 号

令和 7 年度鳥取県営工業用水道事業会計継続費精算報告書について

地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 1 8 条の 2 第 2 項の規定により、
令和 7 年度鳥取県営工業用水道事業会計継続費精算報告書を次のとおり本議会に報告する。

令和 8 年 9 月 1 4 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

報告第 3 号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、これを本議会に報告する。

令和 8 年 9 月 14 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

(1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和8年7月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を9割とし、県は、損害賠償金552,719円を支払うものとするこ
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和8年3月11日

(2) 事故発生場所

鳥取市鹿野町乙亥正地内

(3) 事故の状況

鳥取県倉吉家畜保健衛生所所属の職員が、公務のため軽貨物自動車を運転中、交差点を右折する際、左方の安全確認が不十分であったため、左方道路から進行してきた和解の相手方所有の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(2) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、工事請負契約を変更することについて、次のとおり専決処分をする。

令和8年7月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

工事請負契約（水貫川河川改修工事（7工区）（ポンプ設備）（補助））の変更について

水貫川河川改修工事（7工区）（ポンプ設備）（補助）に係る工事請負契約（令和6年12月19日議決）を次のとおり変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に、下線で示すように変更する。

変	更	後	変	更	前
6	工事完成期限	<u>令和9年3月15日</u>	6	工事完成期限	<u>令和8年7月31日</u>

(3) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県景観形成条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和8年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県景観形成条例の一部を改正する条例

鳥取県景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(追加行為に係る変更の届出を要する事項) 第14条 追加行為に係る法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は <u>施行方法（その変更により当該追加行為が同条第8項各号に掲げる行為に該当することとなる場合を除く。）とする。</u>			(追加行為に係る変更の届出を要する事項) 第14条 追加行為に係る法第16条第2項の条例で定める事項は、設計又は <u>施行方法（その変更により当該追加行為が同条第7項各号に掲げる行為に該当することとなる場合を除く。）とする。</u>		

(適用除外行為の追加)

第15条 法第16条第8項第12号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。
(1)～(9) 略

(適用除外行為の追加)

第15条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。
(1)～(9) 略

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日から施行する。

(4) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和 8 年 8 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 茨城県つくば市 個人

乙 西伯郡伯耆町 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を 10 割とし、県は、損害賠償金 437,620 円を乙に支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和 8 年 2 月 3 日

(2) 事故発生場所

西伯郡伯耆町二部地内

(3) 事故の状況

和解の相手方甲が、主要地方道西伯根雨線を和解の相手方乙所有の小型乗用自動車で行走中、トンネルに進入しようとした際、トンネル坑口から落下してきた雪が当たり、同車両が破損したものである。

(5) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和8年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

甲 米子市 個人

乙 東京都港区 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金773,050円を甲に支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和8年4月28日

(2) 事故発生場所

米子市東福原地内

(3) 事故の状況

和解の相手方甲が、一般国道431号を和解の相手方乙所有の普通乗用自動車で行
中、街路樹から落下してきた枝が当たり、同車両が破損したものである。

(6) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和8年8月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

広島県廿日市市 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金28,050円を支払うものとするこ
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和8年2月27日

(2) 事故発生場所

鳥取市鹿野町乙亥正地内

(3) 事故の状況

鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局長寿社会課所属の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、駐車場内の駐車枠から後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の普通特種自動車（冷蔵冷凍車）に衝突し、双方の車両が破損したものである。

(7) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和8年8月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

米子市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金15,000円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和7年12月7日

(2) 事故発生場所

米子市石州府地内

(3) 事故の状況

鳥取県米子警察署所属の職員が、公務のため普通特種自動車（捜査用多目的運搬車）を運転中、交差点を左折する際、左側の安全確認が不十分であったため、和解の相手方が設置する石垣に接触し、同石垣を破損させたものである。

(8) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和8年8月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

東京都千代田区 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金202,910円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和7年12月14日

(2) 事故発生場所

鳥取市晩稲地内

(3) 事故の状況

鳥取県鳥取警察署所属の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を駐車場内に駐車し、助手席ドアが半開きのまま車両から離れていたところ、強風にあおられ、隣に駐車してあった和解の相手方所有の小型乗用自動車の後部左側ドアに接触し、同車両が破損したものである。

(9) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和 8 年 8 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

米子市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を 10 割とし、県は、損害賠償金 85,360 円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和 8 年 4 月 8 日

(2) 事故発生場所

米子市東福原八丁目地内

(3) 事故の状況

鳥取県警察本部刑事部捜査第二課所属の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、右側の注意を怠ったため、停止していた和解の相手方所有の軽乗用自動車とすれ違う際に接触し、同車両が破損したものである。

(10) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和8年8月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

米子市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金423,632円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和8年6月12日

(2) 事故発生場所

米子市二本木地内

(3) 事故の状況

鳥取県消防学校所属の職員が、公務のため普通特種自動車（救急車）を運転中、駐車場で駐車枠に駐車しようと後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方使用の小型乗用自動車に衝突し、同車両が破損したものである。

(11) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和8年8月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

広島市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金210,800円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和8年5月27日

(2) 事故発生場所

西伯郡伯耆町小林地内

(3) 事故の状況

鳥取県西部総合事務所所属の職員が、公務のため軽貨物自動車を駐車場内に駐車し、運転席ドアを開けたところ、強風にあおられ、隣に駐車してあった和解の相手方所有の普通乗用自動車の前部左側ドアに接触し、同車両が破損したものである。

(12) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和 8 年 8 月 12 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

米子市 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を 9 割とし、県は、損害賠償金 385,200 円を支払うものとするこ
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和 8 年 1 月 13 日

(2) 事故発生場所

西伯郡南部町境地内

(3) 事故の状況

鳥取県西部総合事務所所属の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、交差点を右折しようとした際、直進してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

(13) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和 8 年 8 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

東京都千代田区 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を 2 割とし、県は、損害賠償金 67,260 円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和 8 年 2 月 22 日

(2) 事故発生場所

鳥取市気高町浜村地内

(3) 事故の状況

鳥取県浜村警察署所属の職員が、公務のため普通特種自動車（パトカー）を緊急自動車として運転中、交差点に進入した際、右方道路から進行してきた和解の相手方所有の普通乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。